

# 平成30年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課	スポーツ・文化部文化局文化振興課
------	------------------

平成31年3月31日現在

## 1. 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県県民文化会館 (昭和61年4月13日(別館開設平成18年7月16日))	所在地 電話 HP	松山市道後町二丁目5番1号 089-923-5111 http://www.ecf.or.jp/m_facilities/index.html
----------------	---	-----------------	---

## 2. 指定管理者

指定管理者名	公益財団法人 愛媛県文化振興財団	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (5年間)
--------	------------------	------	-----------------------------

## 3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。	施設の外観 
施設内容	メインホール(3000席)、サブホール(1000席)、多目的ホール(真珠の間)、多目的室、リハーサル室(4室)、楽屋(27室)、会議室(9室)、別館会議室(11室)、駐車場(303台)	
指定管理者が行う業務	①会館の事業の実施に関する業務 ②会館の利用の許可に関する業務 ③会館の利用に係る料金の收受に関する業務 ④会館の利用の促進に関する業務 ⑤会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務	
施設の管理体制	(公財)愛媛県文化振興財団 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                     (総務事業部)                      理事長 — 事務局長(正規) — 部長(事務局長兼 正規) — 担当(正規3、県派遣2、臨時2)                 </div> <div style="text-align: center;">                     (施設管理部)                      部長(正規) — 担当(正規7、人材派遣4、委託3)                 </div> </div>	
利用料金等	利用料金制 <input checked="" type="checkbox"/> 採用している <input type="checkbox"/> 採用していない 前年度からの変更 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし (変更ありの場合、その内容) 0	
開館日・開館時間	(開館日)月曜日が休館、それ以外は開館(ただし、月曜日が休日の場合は、当該休日の直後の休日でない日が休館) (開館時間)9時~22時(受付時間も同じ)	

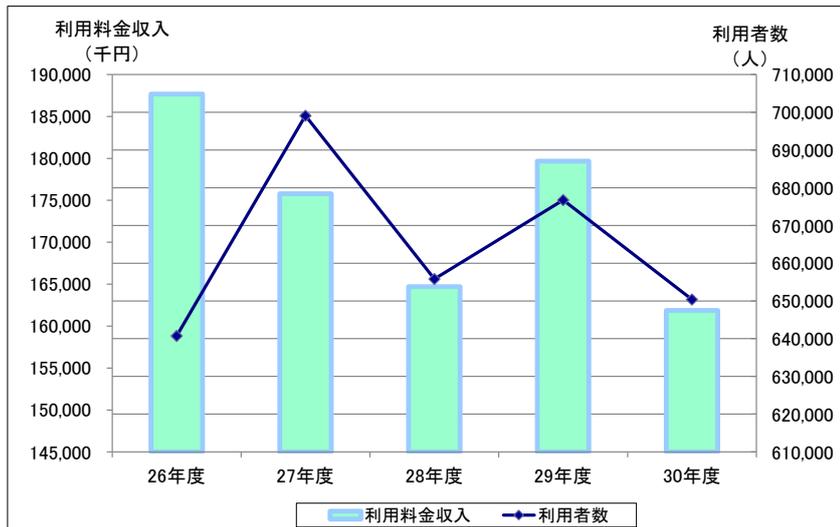
## 4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
県委託料(千円)	150,711	149,678	147,012	145,292	145,617	139,952

## 5. 施設の利用状況

### (1) 施設の利用者数と利用料金収入

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年度増減率
利用者数(人)	640,752	699,100	655,830	676,730	650,400	△ 3.9 %
利用料金収入(千円)	187,663	175,791	164,702	179,670	161,867	△ 9.9 %



### (2) 利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)

—

(利用料金収入)

全国大会の開催が、平成29年度は12件に対し、今年度は7件となっており、大会規模も全館を使用しない小規模のものが多かったこと。西日本豪雨や台風による行事の開催中止が発生したこと。エレベーター改修による利用不能日が増加したこと。サブホール「しぼり緞帳破損」によりバレエ公演が他会場へ流失したこと等が考えられる。

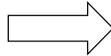
## 6. サービスの質向上に向けた取組み

### ア) サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は平成30年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施)

平成30年度の内容
○ 駐車場利用料の値下げ(1時間300円を200円)、施設利用料金の区分・時間料金併用、大規模催事の駐輪場として県民広場開放、休館日(月曜日)のホール利用受付など。 ホール仮予約期間を4年先まで受付(平成21年度から継続) ☆ エレベーター改修、サブホール緊急用調光卓購入、サブホールピンスポットライト更新、ピアノ(ヤマハ)オーバーホール、消防点検に伴う不良箇所修繕、真珠の間・第6会議室ワイヤレス設備改修、絞緞帳・袖幕改修、主厨房所鬱気洗浄機修理、レストラン厨房冷凍冷蔵庫修繕

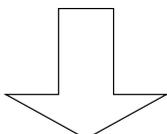
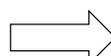
平成31年度の内容(予定含む)
・イベント企画会社に予約状況を連絡し、各種大会・学会の早期誘致を図る。松山コンベンション協会との連絡を密にし、大規模行事の誘致を図る。 ・SNSを活用した管理施設情報の発信



### イ) 利用者からの声への対応状況(平成30年度)

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容
① トイレの数が少ない。便器が汚れている。温水洗浄トイレがほしい。 ② プラザ、ロビーの冷房が効かない。 ③ 来館者の駐車料金をより低額にしていきたい。 ④ 大規模催事における送迎車の路上駐車や周辺民間施設への迷惑駐車への苦情 ⑤ 旧老人児童福祉センター利用者が別館を利用する場合、施設使用料や駐車場料金を減免又は無料にしていきたい。会議室へも1時間くらい前から入らせてもらいたい。(H18.7.19～旧老人児童福祉センターを県民文化会館別館として供用開始、以前は施設使用料及び駐車料金無料) ⑥ ネット予約が出来るようにしてもらいたい。県施設予約システムにリアルタイムで反映させてもらいたい。 ⑦ ホール等について、利用の4年前からの仮予約が認められているが、先取りしすぎるのではないか。また、使用料の入金を6か月前までとしてキャンセルの歯止めとしてはどうか。 ⑧ 屋根付きの自転車置き場を整備してほしい。 ⑨ Wi-Fi設備を全館で使えるよう整備してほしい。

利用者からの苦情・要望への主な対応状況
① トイレの数については、大規模改修工事によりトイレ増設予定。また、トイレの清掃は毎日行っており、便器の汚れは地下水利用による鉄分の付着によるものである。利用者には、その旨を表示するとともに、汚れの目立つ便器は計画的に順次取替を実施している。 ② 大規模改修工事により、空調機更新予定。 ③ 会館の立地条件から、来館者とその他の利用者との区分が困難であり、周辺駐車場との均衡を図る必要や、また、来館者以外の方による長時間占有を避けるためにも、現在の料金を継続することとしている。 ④ 路上駐車に対しては、職員が巡回し移動を依頼している。大変悪質と認められる場合は、警察とも連携し対応している。周辺民間施設への迷惑駐車は、主催者へ善処を申し入れるとともに、大型看板による中止を促している。また、愛媛県中予地方局道路課の協力を得て、地下駐車場入り口前の車道・歩道境界ヘルソフポールを設置し、タクシーの歩道駐車を防止することとした。 ⑤ 旧老人児童福祉センターからの利用者(高齢者大学校同窓会の自主活動)については、他の利用者との均衡が取れないため、料金の減免、無料化を行うことができない旨を説明し、理解を求めている。また、準備及び片付けの時間について、1時間以上要する場合は、施設の利用時間として予約していただくよう理解を求めている。(現在別館を利用している高齢者の文化団体は、高齢者大学校同窓会の講座数をはるかに上回っており、同会の要望を受け入れる余地は無く、逆に同会の年間一括予約も危ぶまれる状況) ⑥ 当館の催物は、他施設(ホール・会議室等)との関係を考慮しながら予約を受け付ける必要があるため、利用者が直接県施設予約システムに入力できないようになっている。このため、受付窓口や電話等で照会を受け、近接施設や他利用者との関係を検討した後に利用システムへ入力するため、タイムラグが生ずることは避けられないが、なるべくタイムラグを生じないよう努力していきたい。 ⑦ 利用者から現状の仮予約制度は大規模行事や例年行事での施設が確保しやすく有難いとの評価もいただいていることから、ホールに関しては現状通り4年先まで予約を受けることとする。使用料の6か月前までに施設利用料の入金を求めることで、直前のキャンセルを防止する。 ⑧ 屋根付きの自転車置き場の新設場所として、会館敷地のスペースを検討したところ、駐車場の一部を利用するしかない状況であるが、駐車スペースも不足しており、早急な対応が困難な状況である。 ⑨ 現在、県民プラザ・2Fロビー・レストランでは愛媛フリーWi-Fiが利用できるが、ホール・会議室内や地下では利用できない。ホール内は音響機器への影響を考慮する必要がある。また、どの程度の通信レベルが必要なのか、セキュリティレベルなどについても総括的に検討する必要がある。



7. 平成30年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	県の施設所管課の確認・検証意見
<p><b>1 会館利用の促進</b>                      会館利用率は前年度に比べ、減少した。減少の理由としては、まず、全国大会が、平成29年度は、12件に対し、今年度は、7件となっており、その上、大会規模も全館を使用しない小規模のものが多かったこと。西日本豪雨や台風による行事の開催中止が発生したこと。エレベーター改修による利用不能日が増加したこと。サブホール「しぼり緞帳破損」によるバレエ公演が、他会場へ流失したこと。が考えられる。それに伴い、施設利用料収入は152,646千円で、前年度21,290千円減、駐車場利用料収入は36,992千円で、前年度352千円であった。                      利用率向上へ向け、既利用者の継続利用をよりいっそう働きかけることはもちろん、大学の学外試験や各種資格試験等の固定化につとめ、各種業界団体が主催する研修会や法定講習会などの利用を積極的に受け入れるとともに、各種販売会などの新しい利用形態についても研究し、新規利用者の開拓に力を入れていきたい。特に全国大会誘致のため4年前からの仮予約を受け付けることにより、イベント企画業者や各種学会コーディネーター企業に選択の幅を持たせることで、大型イベント・各種学会・業界団体行事などの誘致を有利に運べるようPRしていく。                      更に幼稚園・保育園等の行事や小規模文化団体の発表の場としての利用促進について検討してゆきたい。                      また、最近盛んになっている各種ダンスの練習等でのリハーサル室利用や会社説明会等での別館会議室の利用増もあるが、利用単価・時間等が少ないため、利用料収入の増加には影響が少ない。</p> <p><b>2 県民広場等の一般開放</b>                      県民広場・県民プラザ・展示コーナー・2階ロビーは、愛媛県県民文化会館管理条例第8条において、指定管理者が利用の許可を行なうことのできる施設に指定されておらず、指定管理者において会館利用者以外の特定の者に占有使用させることが可能かどうか意見が分かれており、継続問題となっている。                      会館の新しい利用形態を形成するためには、県民広場でのイベント等を検討することも必要であるため、引き続き有効利用方法について、実験的な催し物を開催するなど、引き続き有効利用策を柔軟に検討しながら、ホール等の利用と連動した利用を積極的に進めていきたい。                      県民プラザ及び2階ロビーなど共用部分についてはWIFI環境を整備し、来館者の利便を図るとともに、大規模災害等の非常時通信を確保した。ただし各利用施設内へのネット環境は整備されていないため、大規模改修後、早急なネット環境を整備する必要がある。                      県民広場でのイベント誘致については、照明・電源・給排水・荒天時対応・騒音対策などについての設備を充実させる必要があるため、大規模改修後の課題としたい。</p> <p><b>3 会館利用に関するアンケート調査について</b>                      平成30年度の会館利用者にアンケート調査を実施し、会館運営の指針としたい。また、予約方法、料金体系、改修希望等についても、利用者の回答を参考に検討したい。</p> <p><b>4 夜間利用の促進と要注意利用者</b>                      開館時間を22時までとすることで夜間の利用が増加しており、今後とも会議室・リハーサル室の夜間利用を更に進めていきたい。反面、会議室夜間利用の多くがネットビジネス等の説明会であるため、社会的問題となっている商法への関与との誤解を招く可能性がある。これらの利用者は、直前や当日申込が多く、利用料金の当日払いや当日キャンセル等を繰り返しており、他の利用者との公平性を損なっている。しかし、現在の状況では申込を拒否することは不可能であるため、何らかの対策が必要と思われる。                      また、別館の夜間利用に伴う周辺民家への騒音問題も発生しており、別館の夜間利用にはある程度の制限を設けることが必要と思われる。</p> <p><b>5 設備老朽化への対応</b>                      開設後32年を経過しているため、設備関係の老朽化が著しい。中でも中央監視装置、舞台機構、空調設備の劣化は重大事故に直結するため、31年度からの大規模改修が予定されている。                      また、ホール音響・照明設備や防火防災設備の劣化及び部品供給停止や型式変更による修繕不能の危険増、エア漏れによるプラザ天井排煙装置の改修、録画機能の無い監視カメラの改修、車寄せ地盤沈下の改修、ホール・ロビーのカーペット改修、各所壁紙の張り替え等内装の改修、真珠の間・会議室のテーブル改修、真珠の間の椅子、ダンスフロアや仮設ステージ、展示パネルなど、差し迫った問題が山積している。                      さらに、総務省による電波法関連法令 無線設備規制改正に伴い、2022年12月から当館で使用のB型ワイヤレスマイクの使用ができなくなる。そのための改修も必要であり、使用期限が迫ると商品手配が困難になるため早めの取り組みが必要である。                      諸々の改修・修繕については設置者である県と協議しながら、適切な改修を行っているが、設備の経年劣化が進行し、次々に留保できない補修が発生するため、予算執行状況を見ながら可能な限りの改修を行っていききたい。しかし、これらの設備は、部分補修では対応できなくなりつつあり、休館のうえ本格改修をおこなうこととなったため、県と協議しながら大規模改修後の具体的な実施計画を検討してゆきたい。</p> <p><b>6 貸出備品の充実</b>                      展示パネルや机などの貸出備品に加え、最近はデジタル・OA関係備</p>	<p>・全国大会・学会等の小規模化、西日本豪雨や台風による行事の開催中止等により、昨年度に比べ、利用者数・利用料金収入ともに減少した。今後も4年前からの仮予約の強みを生かして、大規模行事の誘致に努めるとともに、既利用者の継続利用や小規模団体の利用促進についても積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>・休館日にホールの利用希望があった場合には開館したり、県民広場を有効に活用するなど、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応をしていただいている。</p> <p>・30年度は指定管理者と協議のうえ、エレベーター改修、第19楽屋天井改修、防火シャッター改修等を実施した。今後も利用者の迷惑とならないよう優先順位をつけ計画的に修繕・買換えを実施していただきたい。</p> <p>・迷惑駐車については、主催者や警察と連携し、利用者や周辺住民が不快な思いをしないよう、引き続き適切な運営に努めていただきたい。</p>

品の要望が多くなっている。また、会議室・楽屋・プラザ・ロビー等での使用電力が増加しており、現在の容量では対応できないため、常設の追加回線を検討する必要がある。更に最近のインターネット利用に対応するためにも、常設回線設置を検討する必要があるが、配線等に躯体工事を伴う可能性があり、費用も高額となることから、ロビーなどのフリースペースのWiFi環境を整備したが、各施設へのネット環境整備は大規模改修後の課題としたい。最近、会議室等でのマイク利用希望が多くなっているが、マイクの周波数帯が限界にきているため、赤外線方式のワイヤレスマイク設備を各会議室に設置した。各施設の備品、建具、内装なども老朽化が激しいため、対応可能なものから改修・買い替えを進めていきたい。

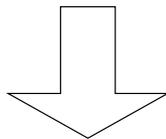
#### 7 駐輪・駐車問題

大規模な催物や人気コンサートの開催に伴う迷惑駐車については、周辺商業施設や病院等から改善要望が出されており、主催者へ警備員の派遣を強く求めるとともに、会館正面・東玄関へ大型看板を設置し、周辺施設への迷惑駐車防止を図った。また、多数の自転車・バイク等による来館者が予想される催しものに対しては、積極的に県民広場へ誘導することで、周辺道路への駐輪を回避している。

一方、駐車待ちの車両については、会館敷地内においては管理者側の強制力があるが、公道においては任意の要請しかできず、高圧的な運転者とのトラブル防止のため、早期に警察へ通報し協力を求めることとしたい。

地下駐車場入口付近の歩道へのタクシー駐車については、中予地方局の協力を得て歩道にソフトコーンを設置することで、ほぼ解消された。

全国大会等の大規模な行事に伴う大型バスの乗降場所がないため、周辺道路での乗降が交通渋滞を招いている。主催者自身がバス台数を把握できていない場合が多く、西駐車場の借上げ要請や到着時間の調整、南・東側のバス停留所を時間差使用することで対応しているが、万全とは言い難いため今後の検討課題となっている。



### 8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

指定管理者においては、民間のノウハウを活かした積極的な誘致活動や利用者アンケートを実施し、常に利用者ニーズの把握に努めており、評価できる。平成21年度から管理運営委託料について、精算方式を導入しており、光熱水費の節約等により、制度導入前比から約40%の委託料削減を実現している。

また、利用者数及び利用料金収入ともに、制度導入前より増加しており、制度の目的に合致した管理運営を実施し、一定の成果が上がっていると評価できる。